

東広島市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

平成29年3月27日

東広島市監査委員	水	戸	晃
同	重	河	格
同	小	川	宏子

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

対象部局等		対象期間
生活環境部	廃棄物対策課	平成28年度（平成28年8月末現在）
	福富支所地域振興課	平成28年度（平成28年8月末現在）
	豊栄支所地域振興課	平成28年度（平成28年8月末現在）
	河内支所地域振興課	平成28年度（平成28年8月末現在）
健康福祉部	国保年金課	平成28年度（平成28年8月末現在）
こども未来部	保育所・認定こども園 （寺西保育所、西条東保育所、 田城寺保育所、川上西部保育所、 高屋東保育所、志和堀保育所、 風早保育所、認定こども園たけに、 認定こども園とよさか）	平成28年度（平成28年9月末現在）
学校教育部	学校給食センター （西条学校給食センター、 豊栄学校給食センター、 河内学校給食センター）	平成28年度（平成28年10月末現在）
生涯学習部	生涯学習課	平成28年度（平成28年11月末現在）
水道局	給水課	平成28年度（平成28年9月末現在）
選挙管理委員会事務局		平成28年度（平成28年10月末現在）

第2 監査の実施期間

平成28年10月5日から平成29年3月17日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料を抽出審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、事務の一部に次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。なお、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

【生活環境部】

(廃棄物対策課)

1 補助金交付事務

補助金交付決定前に事業着手されていたものがあつた。また、補助金の額の確定を通知していないものがあつた。

補助金等交付規則等の関係規定に基づき適正な事務処理に改められたい。

2 財産管理事務

郵便切手類出納簿について、物品分任出納員が出納及び保管の状況を記録管理しなければならないとされているところ、使用者がその記録管理を行っていた。

物品管理規則に基づき適正な事務処理に改められたい。

(河内支所地域振興課)

1 予算の執行状況

委託業務において、支出負担行為書を作成していないものがあつた。

予算規則等の関係規定に基づき適正な事務処理に改められたい。

【こども未来部】

(保育所・認定こども園)

1 徴収事務

領収書等の記載に消せるボールペンを使用しているものがあつた(認定こども園だけに)。

領収書は金銭を受取ったことを証明するために発行する書類であり、これの記載に消せるボールペンを使用することは容易に改ざんされるおそれがあることから、厳に慎まれたい。

2 財産管理事務

タクシー券について、受払簿を備付けていない施設があつた(寺西保育所、円城寺保育所、風早保育所)。

物品管理規則に基づき適正な事務処理に改められたい。

第5 監査意見

1 公有財産等の管理事務

東広島市公有財産管理規則第9条において、課長は行政財産の使用許可、普通財産の貸付等をしようとするときは、管財課長に合議をしなければならないこととされており、また、第68条においては、課長は行政財産の使用許可、普通財産の貸付等を行ったときは使用許可（貸付・借受）報告書により管財課長に報告しなければならないこととされている。

これまでの定期監査において、行政財産の使用許可等で管財課長に使用許可（貸付・借受）報告書を提出していない事例が多く見受けられ、その都度、口頭で指摘してきたところであるが、管財課では提出された使用許可（貸付・借受）報告書を特段の処理もなく編綴しているとのことであった。

合議及び使用許可（貸付・借受）報告書の提出について、手続上の必要性等を検証し、規則の改正を含め事務の見直しを検討されたい。

2 支出負担行為

施設の保守点検業務委託など、通年で実施する必要があるものは、債務負担行為により前年度に4月1日から1年間の委託契約を締結しているが、監査時点において、当該契約に係る支出負担行為書を作成していないものが多数見受けられた。

東広島市予算規則第19条では予算を執行しようとするときは、支出負担行為書を作成しなければならないとされている。

予算の適正な執行、管理を行うため、債務負担行為により契約を行ったものに限らず、契約等の支出負担行為をしたものについては、遅滞なく支出負担行為書を作成するよう事務の改善を図られたい。